

宿泊約款

(適用範囲)

1. 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
2. 当ホテル(館)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込み)

1. 当ホテル(館)に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル(館)に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル(館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

1. 第3条 宿泊契約は、当ホテル(館)が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、当ホテル(館)が承諾をしないことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(2日を超えるときは1日間)の基本宿泊料を限度として当ホテル(館)が定める申込金を、当ホテル(館)が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテル(館)が指定した日までに支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル(館)がその旨を宿泊客に告知した場合には限りません。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条 前2項の規定にかかわらず、当ホテル(館)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテル(館)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

1. 第5条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(引)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、次のイからロに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成6年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるもの
 - (4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊に關し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 富山県 旅館業法施行条例 第11条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

1. 第6条 宿泊客は、当ホテル(館)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテル(館)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテル(館)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いが以前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げることにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテル(館)が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じたに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル(館)が宿泊客に告知したときに限りません。
3. 当ホテル(館)は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテル(館)の契約解除権)

1. 第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に關し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に關し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 富山県 旅館業法施行条例 第11条の規定する場合に該当するとき
 - (8) 客室の稼働に、消防用設備等に対するいすずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要と認められる。)に促われないとき。
2. 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいたしません。

(宿泊の登録)

1. 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

1. 第9条 宿泊客が当ホテル(館)の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過1時間までは、ルームチャージとして5,400円
 - (2) 超過2時間までは、ルームチャージとして8,000円それ以上の超過時間は、お受け致しかねます。

(利用規則の遵守)

1. 第10条 宿泊客は、当ホテル(館)においては、当ホテル(館)が定めてホテル(館)内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

1. 当ホテル(館)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスデスク/レシー等でご案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ 門限……………午前0時
 - ロ フロントサービス……………午前7時00分～午後10時00分
 - (2) 朝食等(施設)サービス時間
 - イ 朝食……………午前7時00分～午前9時00分
 - ロ 昼食……………午前11時30分～午後2時00分
 - ハ 夕食……………午後6時00分～午後9時00分
 2. その他の飲食等
 - 越中酒処(くらゆり)……………午後8時00分～午後11時00分

(3) 附帯サービス施設時間:

1. カフェ・ルーム……………午前11時00分～午後11時00分
2. エステルーム……………午後3時00分～午後11時00分
3. お土産処……………午前7時00分～午後9時30分
4. 大浴場、貸し切り風呂……………午後3時00分～午前0時00分、午前6時00分～午前9時00分
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法でもってお知らせします。

(料金の支払い)

1. 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル(館)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代り得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル(館)が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 3. 当ホテル(館)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったら、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテル(館)の責任)

1. 第13条 当ホテル(館)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル(館)の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテル(館)は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 第14条 当ホテル(館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件により他の宿泊施設をあっ旋するものとする。
2. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル(館)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

1. 第15条 宿泊客がフロントに預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル(館)がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル(館)は60万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル(館)内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントに預けられなかったものについて、当ホテル(館)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル(館)に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当ホテル(館)はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル(館)に到着した場合は、その到着前に当ホテル(館)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル(館)に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテル(館)は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとする。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め180日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル(館)の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

1. 第17条 宿泊客が当ホテル(館)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの高託の如何にかかわらず、当ホテル(館)は、場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル(館)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

1. 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテル(館)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル(館)に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

	内訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料(室料・朝・夕食料・消費税) ②サービス料
宿泊客が支払うべき総額	追加料金	③追加料金(朝・夕食以外の飲食料・消費税) 及びその他の料金 ④サービス料
	税金	入湯税(150円)

別表第2 子供料金の設定

年齢	料金
6才～12才	大人料金の70%
3才～5才	大人料金の50%
3才	館内利用料として3,500円
0才～2才	無料

但し、0～3才で寝具のみの場合は4,000円

別表第3 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	内訳													
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前		
申込人数														
1名～14名まで	100%	100%	50%	30%	30%									
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%								
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%				
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%		

1. %, は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にはかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部については契約の解除があった場合、宿泊の1日前(その日より後に申込みをお引き受けた場合にはそのお引き受けた日)にお泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいたしません。